

アルゼンチンにおける都市の貧困と社会扶助政策(特集 ラテンアメリカの貧困と社会政策)

著者	宇佐美 耕一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	21
号	2
ページ	2-11
発行年	2004-11-19
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00006099

特集

ラテンアメリカの 貧困と社会政策

アルゼンチンにおける
都市の貧困と社会扶助政策

宇佐見耕一

ブラジルの貧困と
連邦政府による社会政策

近田亮平

メキシコにおける
貧困克服のための社会・教育政策

米村明夫

サンパウロの不法土地占拠居住区「ファヴェーラ」(2003年11月 近田亮平 撮影)

アルゼンチンにおける 都市の貧困と社会扶助政策

宇佐見 耕一

はじめに

1990年代のアルゼンチンは、メネム・ペロン党政権による経済自由化、公営企業の民営化、為替の兌換計画導入などにより、物価の安定と経済成長が達成された。しかしこの間、失業率は15%前後の高水準で推移し、雇用なき成長と呼ばれる現象がみられた。経済は1999年からマイナス成長となり、2001年からの金融経済危機により、大ブエノス・アイレス首都圏の失業率は2002年5月には22.0%に達した。一方、同年10月において貧困ライン以下の世帯比率は42.3%、人口比率では54.3%と首都圏のほぼ半数が貧困ライン以下の生活水準に落ち込むに至った。

本年8月にブエノス・アイレス市を訪れた筆者は冬空の下、毛布1枚にくるまって眠る若夫婦と赤ん坊の親子を街頭で見かけショックを禁じ得なかった。アルゼンチンはもともとヨーロッパからの移民が多数を占める国で、比較的厚い中間層が存在していたといわれてきた。第二次世界大戦前にアルゼンチンに移住した移民一世は、子供が医者・弁護士となることを夢見て厳しい労働もいとわなかった。夢を抱いてヨーロッパから移民してきた一世には、自分の孫やひ孫が寒い南風吹き抜ける街頭で寝る様を想像することはできなかつたであろう。実際、現在のアルゼンチンの社会的状

況は、「失われた10年」といわれた1980年代よりも悪い状況にあるといえる。

こうした状況下、デ・ラ・ルーア連合政権崩壊後の政治的混乱を收拾して2002年1月に成立したドゥアルデおよび2003年5月に成立したキルチネル・ペロン党政権にとって、経済危機の克服と並び貧困政策が最大の政治課題の一つとなっている。小稿では、第1にアルゼンチンにおける近年のブエノス・アイレス市を中心とした都市貧困の状況を概観し、第2にそうした状況に対していかなる政策が採用され、それがどのように実行されているかを紹介し、第3にそうした政策の形成過程に関して若干検討を行ないたい。

1 都市貧困の現況

1. 大量失業の常態化

大ブエノス・アイレス圏では、「失われた10年」と呼ばれた1980年代の経済危機のさなかにあっても、失業率は5%前後で推移していた。経済危機が頂点に達した1989・90年においても、失業率は最高8.6%であった。それがメネム・ペロン党政権下の93年には10%に達し、メキシコ経済危機があった95年には20%に至った。こうした大量失業の常態化は、2000年代に入ってから継続している(図1)。

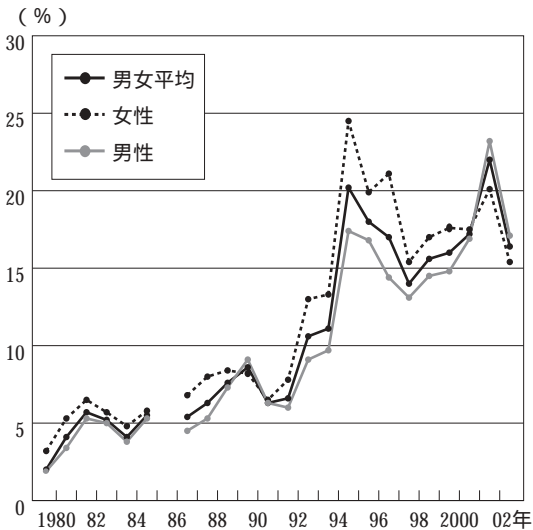
失業率上昇の第1の原因は、女性の労働力化率

の上昇である。女性労働力化率は、1980年では24.5%であったものが、2003年には37.3%に上昇している。この間、男性労働力化率はほぼ55%で一定している⁽¹⁾。女性労働力化率上昇に対応して、雇用が増大しなかったことが失業率上昇の直接的原因である。

第2に、こうした女性労働力化率を上昇させた要因の一つが、雇用関係の柔軟化である。メネム・ペロン党政権期に従来の無期限・フルタイム雇用契約は、硬直的でコスト高の原因であると批判され、パートタイム、期限つき雇用、試用期間の延長など柔軟な雇用契約が導入された。これは一面では、既存の男性雇用の不安定化をもたらし、他方家計補助を目的とした女性の労働市場への参入を容易にしたと評価されている⁽²⁾。

第3に、公営企業の民営化に伴う合理化や、メキシコ経済危機、そして2001年アルゼンチン金融経済危機による不況などの経済的要因が指摘できる。

図1 大ブエノス・アイレス圏の失業率



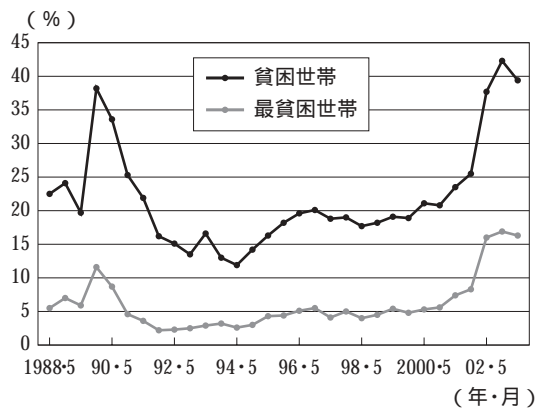
(出所) INDEC, "Mercado de trabajo : Principales indicadores del aglomerado Gran Buenos Aires, mayo 2003," Buenos Aires : INDEC, 2003, p.12.

2. 貧困ライン以下の貧困世帯の増加

貧困の測定で最も頻繁に用いられるものに、アルゼンチン統計院(INDEC)が定点世帯調査を基に作成している貧困ラインと最貧困ラインを用いた貧困の測定がある。最貧困ラインは、基礎的食糧バスケットの購入費であり、1999年9月時点での大ブエノス・アイレス圏におけるそれは、成人1人当たり月64.57ペソ(1ドル=1ペソ)であった。貧困ラインは、それをエンゲル係数の逆数で還元したものであり、同154ペソである⁽³⁾。

大ブエノス・アイレス圏での貧困ライン以下の世帯の比率は、1980年代経済危機が最悪になった89年10月38.2%に達した後減少に転じ、94年5月には11.9%にまで低下した。しかしその後増加傾向となり、2001年経済危機後の2002年10月には42.3%、人口では54.3%に達した。最貧困層も図2のようにほぼ同様の傾向をたどり、2002年10月には最貧困世帯率は16.9%、人口比率は24.7%となっている。このように2000年代に入ってから

図2 大ブエノス・アイレス圏の貧困・最貧困世帯の比率



(出所) INDEC, "Incidencia de la pobreza y de la indigencia en Gran Buenos Aires, mayo 2003," Buenos Aires : INDEC, 2003, pp.3-5.

が最も深刻であった89年の数字を上回る高率の水準となっている(図2)。

3. 基礎的ニーズが未充足な貧困

アルゼンチン統計院では、所得を基準とした貧困ラインによる貧困の測定の他に、センサスを基にした基礎的ニーズの欠乏による貧困(NBI: Necesidades Básicas Insatisfechas)の測定を行なっている。基礎的ニーズの欠乏による貧困の定義は、1980年センサスと91年センサスとでは若干異なっているが、91年、2001年センサスを基にしたものは、以下の五つの条件のうち一つでも該当した場合に基礎的ニーズの欠乏による貧困世帯とすることになっている⁽⁴⁾。①1世帯のなかで1部屋に3人以上が居住している、②住居の不備(部分的間借り、ペンション・ホテル住まい、小屋、その他)、③水洗トイレ・便器のない住居、④学齢期(6~12歳)で学校に通学していない子供のいる世帯、⑤就労者1人につき4人以上の扶養家族があり、世帯主が2年以下しか初等教育を受けたことのない世帯。これらの指標は①と②が居住環境、③が保健・衛生、④が教育、⑤が生活するのに十分な所得獲得能力の欠如、を示している。貧困ラインによる貧困の測定が所得のみを基準としている

のに対して、基礎的ニーズの欠乏による貧困の測定は、生活水準全体を反映した概念であるといえる⁽⁵⁾。こうした基礎的ニーズが欠乏している貧困世帯が居住する地区は、アルゼンチンではビジャ・ミセリア(villa miseria: 惨めな村)、あるいはビジャと呼ばれている。

基礎的ニーズが未充足な貧困は、ブエノス・アイレス市を含めて1980年、91年、2001年センサスの間、改善がみられた。こうした改善傾向には、全国的な初等教育の普及、住宅の改善、インフラの整備が寄与していると考えられる。とはいえ、基礎的ニーズの欠乏による貧困は地域差が大きく、ブエノス・アイレス市よりもその周辺部、またブエノス・アイレス州を中核とするパンパ諸州よりも、フォルモッサ州などの北部諸州でその比率は高い(表1)。一方、教育や住宅の改善は長期的で不可逆的なものであり、経済変動の影響をあまり受けにくいといわれている。そこで2000年代にみられる貧困世帯の増加は、主に基礎的ニーズを充足している世帯での所得の低下による貧困化の現象とみることができよう。

アルゼンチン統計院では、基礎的ニーズの欠乏による貧困を構造的貧困(pobres estructurales)と呼び、基礎的ニーズは充足しているにもかかわらず

表1 地域別基礎的ニーズの未充足世帯

	1980		1991		2001	
	世帯数	全世帯に占める割合(%)	世帯数	全世帯に占める割合(%)	世帯数	全世帯に占める割合(%)
全 国	1,586,697	22.3	1,410,876	16.5	1,442,934	14.3
ブエノス・アイレス市	67,962	7.4	69,784	7.0	72,658	7.1
ブエノス・アイレス州	568,925	19.9	500,176	14.7	508,671	13.0
内陸ワースト3州						
フォルモッサ州	28,732	46.8	30,388	34.3	32,041	28.0
チャコ州	67,410	44.8	62,918	33.2	65,672	27.6
サンティアゴ・デル・エステーロ州	56,151	45.8	48,261	33.6	46,684	26.2

(出所) <http://www.indec.mecon.ar/> INDEC 2004年7月6日閲覧。

ず所得が貧困ラインに達していない貧困層を貧窮者 (pauperizados) と名づけている⁽⁶⁾。1974年から87年にかけて大ブエノス・アイレス圏における構造的貧困世帯率は、26.3%から16.1%に低下しているのに対して、貧窮世帯率は2.6%から22.7%に急増している。ムルミスとフェルドマンは、世帯所得の低下がただちに基礎的ニーズ充足の低下につながらないという仮定の下に、この貧窮者層を「新しい貧困者」(nuevos pobres) と名づけている⁽⁷⁾。この「新しい貧困者」の拡大は、それまで他のラテンアメリカ諸国と比べて層が厚いとされていた中産層の没落として、アルゼンチンでは現在重要な問題とされている。2000年代にみられるアルゼンチンの貧困は、こうした新しい貧困の拡大と、未だ解消されていない基礎的ニーズの未充足な貧困の混在であるといえることができる。

2 貧困政策の現状

以上のような深刻な貧困問題に対して、2000年代において実施されている主要な貧困政策として、以下の食糧扶助プログラム、非拠出制年金、失業世帯主プログラムの三つのプログラムを指摘することができる。

1. 食糧扶助プログラム

経済危機が最も深刻化した2002年には、乳幼児の餓死がマスコミで大々的に報道され、食糧輸出国アルゼンチンの国民にショックを与えると同時に、この問題に対処を求める世論が全国的な盛り上がりを見せた。こうした社会的要求により、ドゥアルデ政権下の2002年11月に、議会で食糧扶助を実施する法律が異例の早さで可決された。

現キルチネル・ペロン党政権下では「食糧保障プログラム」(Plan de Seguridad Alimentaria “El

hambre más urgente”)が実施されている。そのプログラムを規定した上記2002年制定の法律は以下のような内容である。直接的食糧供与として家族向け食糧扶助、学校給食、幼児向け食堂、共同食堂があり、その他、食糧の自給援助、栄養教育がある。対象は貧困ライン以下にある14歳以下の児童、妊婦、障害者、70歳以上の高齢者となっている。プログラムの運営には、国、州、市ごとに設立される栄養・食糧委員会が関与している。プログラムの予算は連邦から分配されるが、実際の運営は市が当たっている⁽⁸⁾。この食糧扶助プログラムは、基本的に非労働人口と考えられる乳幼児・妊婦・高齢者が対象となっている。また、直接的食糧供給は基礎的ニーズの欠乏世帯以外にも実施しているが、多くの共同食堂はピジャ内にあり、実質的に基礎的ニーズの欠乏層をターゲティングしている場合が多い。

2. 非拠出制年金

非拠出制年金には、社会扶助としての扶助年金と特別年金の2種類がある。特別年金には人権侵害被害者年金、マルビーナス戦争戦傷者年金、ノーベル賞受賞者年金、議会で個別に認可した年金などがある。社会扶助年金には老齢年金、障害年金、多子手当がある。老齢年金の受給資格は、基礎的ニーズが欠乏状況にある70歳以上の高齢者で、他のいかなる社会扶助も受給しておらず、年齢が高いほど受給に際して優先される。この社会扶助年金は、食糧扶助プログラムとともに、貧困状況にある高齢者や障害者また多子世帯の最低生活保障の根幹を構成している。表2は非拠出制年金受給者の社会・経済状況を示したものである。それによると非拠出制年金受給者は、女性で、障害の比率が高く、低学歴で、民間医療保険加入率

表2 基礎的非拠出制年金受給者の社会・経済状況(15歳以上の人口比,1997年)

	非拠出制年金受給者	拠出制年金受給者	年金未受給者	15歳以上人口(平均)
人口比(%)	1	12	87	100
年齢平均(歳)	59.7	67.6	35.5	39.7
女性の比率(%)	72.2	55.7	52.1	52.8
世帯主の比率(%)	50.8	73.6	36.3	41.3
民間医療保険加入率(%)	5.6	10.1	10.3	10.2
非労働力化率(%)	82.4	85.6	35.7	42.4
障害(%)	28.2	10.1	2.6	3.9
慢性病(%)	48.5	55.5	18.2	23.1
世帯規模平均(人)	3.9	3.0	4.7	4.4
学歴平均(修学年数)	4.9	7.3	9.5	9.2
世帯1人当たりの所得(ペソ平均)	230	417	286	301

(出所) Bertranou, Fabio M. y Carlos O. Grushka, "Beneficios sociales y pobreza en Argentina," en Fabio M. Bertranou, Carmen Solorio y Wouter van Ginneken ed., *Pensiones no contributivas y asistenciales*, Santiago de Chile: ILO, 2002, p.53.

はきわめて低いという特徴を有している。

3. 失業世帯主プログラム

「失業世帯主プログラム」(Plan Jefas y Jefes de Hogares Desocupados)は、2001年に経済危機が深刻化した状況を前に、労働・雇用・社会保険省管轄で始まったプログラムである。2003年5月に発足したキルチネル・ペロン党政権の下での同プログラムは、多少の変更がみられるが前政権のそれを引き継ぎ、その概要はおよそ以下のとおりである。

まず対象は、18歳以下の子供を少なくとも1人以上もっている現在失業中の世帯主である。さらに学齢期にある子供は通学しており、また予防接種を計画どおり受けているという子供への修学・健康面での義務を親が果たしていることが受給条件となっている。同プログラムの対象となった者は、1日4時間以上6時間以下の労働の対価として月150ペソの給付を受けることになる。給付を受けるための労働は、住民の生活の質向上に貢献する社会的利益のある仕事や、コミュニティの仕事とされている。また、それらの労働は、市や

その他の組織をとおして実施されるものとされている。同プログラムを監督・運営するのは、州や市レベルの地方政府であり、実際に運営するのは各地区の委員会となっている⁽⁹⁾。労働省資料によると、2002年度における同プログラム受給者は、102万5000人に達する⁽¹⁰⁾。

ラテンアメリカでは、従来日本の生活保護に相当する低所得世帯成人への直接的現金給付は高齢者社会扶助年金を除けば例外的であった。この「失業世帯主プログラム」は、ラテンアメリカの社会扶助制度のなかで最低生活保障のなかに労働可能な成人への現金の直接給付を盛り込んだ画期的事例であるともいえる。また、給付の条件が労働とリンクされていることから、労働が社会扶助給付の条件となる典型的ワークフェア型社会扶助に区分できる。さらに、実施形態が住民組織やNGOを巻き込み、扶助対象者が行なう仕事もコミュニティの保育施設建設、食堂での調理、保育園での子供の世話からブエノス・アイレス市の地区役所(CGP)における窓口業務の補助作業等のコミュニティにおける仕事を中心となっていて、コミュニティ運動型・市民社会参加型社会扶助であ

表3 「失業世帯主プログラム」の貧困緩和に対する効果（2002年12月）

最貧困世帯	平均世帯人数 (人)	扶助なし月平均世帯 収入 (ペソ)	平均世帯最貧困 ライン (ペソ)	扶助あり月平均世帯 収入 (ペソ)
下記地域平均	4.6	93	344	238
ブエノス・アイレス市	4.3	130	334	278
ブエノス・アイレス州	4.5	95	352	239
コルドバ州	4.6	98	336	246
メンドーサ州	5.1	107	353	257
サンタフェ州	4.5	68	319	213
貧困世帯	平均世帯人数 (人)	扶助なし月平均世帯 収入 (ペソ)	平均世帯貧困 ライン (ペソ)	扶助あり月平均世帯 収入 (ペソ)
下記地域平均	4.5	135	762	281
ブエノス・アイレス市	4.3	194	752	340
ブエノス・アイレス州	4.5	137	788	281
コルドバ州	4.6	141	726	289
メンドーサ州	5.1	183	773	333
サンタフェ州	4.4	90	680	235

(出所) Secretaria de Empleo, "Evaluación del plan jefas/es de hogares desocupados," diciembre de 2002, <http://www.trabajo.gov.ar/programas/sociales/jefes/> - - 2003年11月26日閲覧。

るといえる。

表3は、「失業世帯主プログラム」の貧困緩和に対する効果を示したものである。扶助を行なうことにより世帯の所得上昇がみられ、その点貧困が緩和されているが、最貧困世帯の場合でも平均世帯最貧困ラインには届いていない。筆者の本年8月に行なった労働省でのインタビューによると、このプログラムは特に基礎的ニーズの欠乏世帯にターゲットされているわけではなく、必要条件を満たした場合は誰でも応募できるという。そのため、いわゆる「新しい貧困」世帯主も受給者となっていることになる。現在の最大の問題は、このプログラム自体は継続中であるが、2004年8月現在新規の受付は行っていないことであり、新たなニーズには対応できない点である。

4. 貧困政策の実施と市民社会組織の活動

上述した食糧扶助プログラムや「失業世帯主プログラム」等の実施・運営は、管轄権が分権化さ

れ、直接的には市レベルの福祉行政担当部門がこれに当たっている。その場合、市のソーシャルワーカーが実際の業務に当たっている。同時に市民社会組織がプログラム実施に関与するケースが多く、その他の社会扶助プログラムについても市民社会組織が広汎に関わっている。市民社会組織が社会扶助プログラムと関わる場合、貧困地区の扶助対象者が組織するコミュニティー組織、貧困地区外部のボランティアを中心としたNGOが関与するケースがあるが、実際には両者が相互補完して活動している。

筆者の訪れたブエノス・アイレス市内のビジャでの共同食堂を例にとると、地区の住民組織が保育所や食堂を運営しており、その運営に際して外部のNGOが社会扶助プログラムの申請の手助けや、社会扶助プログラムに基づいて行なわれている事業の技術的アドバイスから、食糧等の支援も行なっている。市内にある別のビジャでは、共同食堂の運営はカトリック教会系団体のカリタスが

行ない、そこに国およびブエノス・アイレス市からの食糧扶助を基に、カリタスが独自に集めた食糧を加えて、子供および高齢者向けに朝食、昼食、メリエンダと呼ばれる遅いおやつが提供される。また、食堂で働く何人かの料理人は、「失業世帯主プログラム」の受給者である。彼女らが「失業世帯主プログラム」を受給する際、カリタスのソーシャルワーカーが申請の手助けを行ない、またそのソーシャルワーカーが市に彼女らの勤務実績を報告している。

3 政策決定のプロセス

「失業世帯主プログラム」の政策決定プロセスを例としてみると、2001年3月29日に大統領官邸で行なわれた政・労・資による社会対話のなかで、労働総同盟(CGT)主流派が社会的危機への対策を求めたのに対して、デ・ラ・ルーア大統領より失業者の世帯主に社会給付を与えると発表がなされたものであった。この計画は本来、辞職したアルバレス副大統領や与党のFREPASOや急進党により主張されていた⁽¹¹⁾。しかし、給付額は各地域の実情に合わせて決定されるべきであるとされたため、ブーリッジ労働大臣、ロンバルド厚生大臣(暫定社会開発担当大臣)、各州の担当者に加えて、労働総同盟主流派と反主流派の代表も参加した会合がもたれた。失業世帯主給付は当初、連邦社会所得(ingreso federal social)と呼ばれた。この計画には、両労働総同盟の代表も賛意を示し、労働総同盟主流派の執行部は、この計画を全失業者に拡大することを求めた⁽¹²⁾。このように「失業世帯主プログラム」は、悪化する社会情勢、与党連合からFREPASOの離反による政権基盤の脆弱化などを背景に、政・労・資によるコーポラティズム的関係のなかで打ち出された社会政策であった。

2001年末にデ・ラ・ルーア連合政権は経済危機のなかで崩壊し、政治的混乱を経てペロン党ブエノス・アイレス州選出上院議員のドゥアルデが2002年1月に両院総会で大統領に選出された。ドゥアルデ大統領は、貧困対策が最大の政治的課題であるとの認識の下、貧困政策策定に当たり、カリタスをはじめとするカトリック教会関係者、急進党をはじめとする野党指導者、産業界、国連の代表者(Programa Naciones Unidas para Desarrollo: PNUD)、世界銀行、米州開発銀行、IMF、などと会談を重ね、いわゆる社会協約方式で貧困政策の策定を試みた。その一環として産業界代表、労働組合、NGOによる社会経済審議会を設立しようとした⁽¹³⁾。また、社会政策策定過程には大統領夫人で、長年ブエノス・アイレス州の社会扶助政策に従事してきたイルダ・チッチェ・ゴンザーレス・デ・ドゥアルデも深く関与していた。

そうしたなか、2002年4月ドゥアルデ大統領は大統領令で「失業世帯主プログラム」を施行すると発表した。このプログラムが基本的に現在まで継続している失業世帯主プログラムである。プログラム発表に当たり労働総同盟反主流派書記長モジャーノは、記者会見で彼らの最大の関心事は賃金の継続的低下であると述べ⁽¹⁴⁾、労働組合の利害関心が雇用と賃金問題であることを鮮明にさせた。このようにドゥアルデ・ペロン党政権下においても、政・労・資参加の社会協約型の社会政策決定の図式は維持されていた。そのなかで、はからずも労働組合の一部は、失業者・貧困者対策よりも現在就業中の労働者の雇用と賃金問題を重視していることが露見された。これ以降、労働組合のなかにも失業者・貧困者との協調を模索するグループと、彼らとは一定の距離を保とうとするグループの色分けが鮮明となっていった。

以上のように、失業・貧困層の拡大に対処する

社会政策は、当初、政・労・資によるコーポラティズムの枠組みで決定されていたが、それ以外にも各社会組織から貧困問題に対して対処を求める動きが広がっていた。前述したように労働総同盟の主流派は、失業と貧困への対策を社会対話のなかで求めていた。一方、国家公務員や教員組合を中核とする第3のナショナルセンターであるアルゼンチン労働者センター(CTA)は、反貧困国民戦線を結成し、380ペソの失業保険と80ペソの普遍的児童手当の給付を求めて国民投票を行なうことを要求していた⁽¹⁵⁾。2001年8月には、金融や食品会社の経営者が集まり、食糧扶助プログラムへの参加を表明している⁽¹⁶⁾。またカトリック教会の神父グループもアルゼンチンの社会的問題に対して深い憂慮を示していた⁽¹⁷⁾。

しかし、社会的に最も注目されたのは、失業者や貧困者が道路封鎖を行ない社会扶助の給付を求める行為であった。道路封鎖を行なう人々はピケテロ(Piquetero)と呼ばれ、2000年代に入り労働組合が行なうストライキ等の争議を上回る社会的影響をもつにいたった。彼らは当然のこととして労働組合には参加しておらず、したがって公式の社会協議にも参加することはなかった。しかし、2001年5月に17日間にわたってブエノス・アイレス市近郊で国道3号線を封鎖していたピケテロ・グループに対して、政府は雇用プログラムを7500人に給付することを申し出ている⁽¹⁸⁾。

その後このピケテロと呼ばれる抗議形態は、全国的に広がっていった。2002年12月パリオス・デ・ピエというピケテロのグループは、ブエノス・アイレス市とその近郊、コルドバ州、チャコ州、メンドーサ州、およびトゥクマン州で食糧の支給を要求し、警察の取り締まりに対する抗議活動を行ない、ブエノス・アイレス市では大手スーパーマーケット会社から8000キロの食糧の援助

を得ている⁽¹⁹⁾。2004年6月になるとこの動きは、さらに勢いを増していった。

むすびにかえて

大量失業の常態化や貧困の増大という現象により、社会保険中心のそれまでのアルゼンチンの社会保障システムに含まれない人々が増大し、社会扶助の役割が重要性を増している。その社会扶助の実施は分権化され、市民社会組織の役割が重要性を増している。他方、従来アルゼンチンの社会政策決定プロセスは、政・労・資で構成されるコーポラティズムの枠組みで決定されることが多かった。しかし大量失業や貧困の急速な拡大により、失業者、貧困者、退職者など従来型の労働組合に属さない人々が社会扶助プログラムを要求し、交渉ではなく抗議活動に応える形で社会扶助プログラムを政府が供与するというような場面がみられるようになった。そこでは労働組合側も失業者・貧困者との協調を模索する動きがみられる一方、貧困者グループのなかにも政府との協調路線をとるグループや非妥協的グループの組織化の動きがみられる。ここにアルゼンチンにおける社会保障システムの変容、また社会政策決定プロセスの変容をみることができる。

注 _____

- (1) INDEC, "Mercado de trabajo : Principales indicadores del aglomerado Gran Buenos Aires, mayo 2003," Buenos Aires : INDEC, 2003, p.7. INDECによる労働力化率は全人口に対する経済活動人口の比率。
- (2) Casanova, Liliana, Emilio E. Roca y María Ester Rosas, *Un análisis comparativo de los mercados de trabajo del Gran Buenos Aires, Rosario y Santa Fe entre enero de 1992 y mayo de 1993*, Buenos

- Aires, (El trabajo presentado al Congreso Nacional de estudio de trabajo) 1994 ; Barbeito, Alberto, “ Baja inflación, reactivación y mayor desempleo,” en Pablo Bustos ed., *Más allá de la estabilidad, Argentina en la época de la globalización y la regionalización*, Buenos Aires: Fundación Friedrich Ebert, 1995.
- (3) INDEC, “ Mercado de trabajo :,” p.9.
- (4) INDEC, *Perfil de los hogares y de la población con necesidades básicas insatisfechas*, Buenos Aires : INDEC, 1996, pp.14 · 17.
- (5) 西澤信善「社会開発の課題」(豊田俊雄編『開発と社会 教育を中心として』アジア経済研究所, 1995年)202ページ。
- (6) INDEC, *La pobreza urbana en la Argentina*, Buenos Aires : INDEC, p.28.
- (7) Murmis, Miguel y Silvio Feldman, “ La heterogenidad social de las pobreza,” en A. Minujin ed., *Cuesta abajo. Los nuevos pobres : efectos de la crisis en la sociedad Argentina*, Buenos Aires : UNICEF y Losada, 1992.
- (8) <http://www.desarrollosocial.gov.ar> 2003年11月26日閲覧。
- (9) <http://www.trabajo.gov.ar/programas/sociales/jefes/> 2003年11月26日閲覧。
- (10) Ministerio de Trabajo, *Plan jefas y jefes de hogares desocupados*, Buenos Aires : Ministerio de Trabajo, 2003, p.165.
- (11) *Clarín*, 30 de marzo de 2001.
- (12) *La Nación*, 4 de abril de 2001.
- (13) *La Nación*, 2 de abril de 2002.
- (14) *La Nación*, 4 de abril de 2002.
- (15) *La Nación*, 22 de septiembre de 2001.
- (16) *La Nación*, 4 de agosto de 2001.
- (17) *La Nación*, 11 de agosto de 2001.
- (18) *La Nación*, 23 de mayo de 2001.
- (19) *La Nación*, 4 de diciembre de 2002.

(うさみ・こういち / 地域研究センター主任研究員)